

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 6 月 26 日 (金) 第 118 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (人事課取扱い) 1

公 安 委 員 会 規 則

○鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)
(警務課取扱い) 1

規 則

鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。
令和 2 年 6 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 規 則 第 47 号

鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 (昭 和 35 年 鹿 児 島 県 規 則 第 98 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

附 則 を 附 則 第 1 項 と し , 同 項 に 見 出 し と し て 「 (施 行 期 日) 」 を 付 し , 附 則 に 次 の 3 項 を 加 え る。

(防疫等作業手当の特例)

- 2 条 例 附 則 第 2 項 に 規 定 す る 防 疫 等 作 業 手 当 は , 同 項 に 規 定 す る 作 業 に 従 事 し た 職 員 に 対 し て 支 給 す る。
- 3 前 項 の 手 当 の 額 は , 条 例 附 則 第 2 項 に 規 定 す る 作 業 に 従 事 し た 日 1 日 に つ き , 3,000 円 (同 項 に 規 定 す る 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 患 者 若 し く は そ の 疑 い の あ る 者 の 身 体 に 接 触 し て 又 は こ れ ら の 者 に 長 時 間 に わ た り 接 し て 行 う 作 業 そ の 他 知 事 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て こ れ に 準 ず る と 認 め る 作 業 に 従 事 し た 場 合 に あ つ て は , 4,000 円) と す る。
- 4 第 3 条 第 3 項 本 文 及 び 第 54 条 の 規 定 は , 附 則 第 2 項 の 手 当 に つ い て 準 用 す る。

附 則

こ の 規 則 は , 公 布 の 日 か ら 施 行 し , 改 正 後 の 鹿 児 島 県 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 規 定 は , 令 和 2 年 2 月 1 日 か ら 適 用 す る。

公 安 委 員 会 規 則

鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。
令和 2 年 6 月 26 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 鏑 野 孝 清

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 6 号

鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 (昭 和 59 年 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 9 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 30 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る。

（新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当）

第 30 条の 2 条例第 31 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当は、本部又は警察署に勤務する職員に支給する。

2 新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当の額は、その作業に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる作業区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第 31 条の 2 第 1 項第 1 号の作業 3,000 円（新型コロナウイルス感染症（同号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあつては、4,000 円）
- (2) 条例第 31 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する新型コロナウイルス感染症にかかっている者又は新型コロナウイルス感染症の疑いがある者と接する作業 3,000 円（新型コロナウイルス感染症にかかっている者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあつては、4,000 円）
- (3) 条例第 31 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の危険がある物件の処理作業 290 円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。